# 専門部会規程

### 第1条 【専門部会の設置】

社会政策学会は会員の自主的研究活動を促進するために専門部会を設置することができる.

### 第2条 【設立準備】

新たに専門部会を設立しようとする会員は、その名称、設立主旨および活動計画、世話人氏名、同連絡先などを明記し、会員 10 人以上の賛同署名を添えて、代表幹事に通知する.

# 第3条 【設立提案の周知】

前条の通知のあった設立提案はニューズレター、学会メーリングリスト、および学会ホームページで全会員に周知する.

## 第4条 【設立の手続き】

参加希望者が 30 人を超えた時,世話人は専門部会の会則案と会員・非会員の別を明記した参加者名簿を添えて代表幹事に通知する.幹事会はこの設立提案を審議し,設立を承認することができる.

#### 第5条 【参加希望】

専門部会への参加を希望する者は世話人へその意思を伝える. 世話人は会員以外の者を参加させることができる.

#### 第6条 【会費および活動費補助】

専門部会は独自に会費を徴収することができる. 学会は財政の許す範囲で部会活動に補助金を支出することができる.

#### 第7条 【運営と活動の目安】

専門部会の運営と活動はその自主性に委ねられるが,以下の各号を基本的要件として満たすことが期待される.

- (1) 各年度の活動状況と参加者の概数を代表幹事に報告する.
- (2) 研究会案内を公開するなど、会員が参加しやすくなるよう配慮している.
- (3) 春季, 秋季大会を通して少なくとも年に一度は分科会を企画・主催する.

### 附 則 本規程は2008年度から適用する.

制 定 2008年5月24日